

仙台藩における備荒貯蓄論の展開

菊池 勇夫

はじめに

近世日本で取り組まれた備荒貯蓄は、中国に起源する常平倉（漢代）・義倉（隋唐代）・社倉（宋代）のいわゆる「三倉」を基準に類型化して捉えられてきた。本庄栄治郎の「常平倉の研究」（一九二五年）などが代表的なものである。本庄によれば、常平倉は「官府の財力を以て穀物を貯蔵し、これが売買によって市場の価格を平均せしめること」を本来の目的とし、義倉・社倉は「ともに凶荒の予備として穀物を貯蔵するもの」であるが、義倉は「富裕者の義捐、または課徴によって穀物を出さしめ、政府がこれを管轄して、便宜且つ重要な処に貯蔵をなし、入用の時に窮民に給するの法」、社倉は「多数の者が任意にそれぞれ身分相応に出し合つて、各居村処々に貯穀をなし、自治的に処理される備荒儲蓄」である、とそれぞれ説明（定義）している。

このうち社倉は江戸時代、会津藩の保科正之が、山崎闇齋が紹介した朱子（朱熹）の『朱子社倉法』を取り入れて創設したのが始まりとされる。朱子の社倉法とはどのようなものだったか。朱子は、官府の常平米を借りて無利息で

貸し出し飢饉の救済にあてた際、官府の許しを得て、償還された米を戻さずに元米（原資）として預かり、それを夏に貸し付け、冬に元利とも返済させ、年々社倉米を増やし、やがて元米を官府に戻し、利米だけで運用していくという方法を考え出した。その米の保管・貸借において民家の組合すなわち社を単位として管理させたので社倉というであった。²⁾ 会津藩の場合も藩が米を買い上げて代官に預けておき、これを郡役所が取り計らい、百姓へ低利（といっても、三、四割あるいは五割という高利のもとでの年二割の利息）で貸し付ける制度であった。³⁾ したがって最初の元米を誰が出すかという点においては社倉が本庄の整理のようなものではなかったが、近世後期ともなると多数の村人が出し合って貯穀し、村が共同管理する社倉として受けとめられていく。本庄の説明は日本近世における、ある歴史的段階としての社倉ということになる。

本庄は幕府・諸藩が設置した社倉や義倉をいくつもあげている。東北地方に限れば、会津藩のほか、米沢の義倉、津軽の義倉、秋田の感恩講（義倉）、仙台の備荒倉がそうした例であるが、社倉の名であっても内実は義倉であることもあり（あるいはその逆もあり）、その中間的なものもあり、種々の名称が付けられて、明瞭に区別しがたく展開してきたとする。三倉に当てはめて捉えるのが近世人（および近代人）の感覚だとしても、呼称だけからその仕法・制度が判断できないとなると、その内実に即して備荒貯蓄（論）を理解していくほかない。

本稿では実際に取り組まれた備荒貯蓄制度ではなく、備荒貯蓄をめぐる論議がどのように展開してきたのかに関心を向けてみたい。しかし、社倉を冠した書物だけでも多数ある。それらを羅列して全般的に概観してみることにも必要であろうが、それよりは藩を限定して地域社会の推移とともにその展開を考察してみることのほうが、備荒貯蓄を必要とする社会的要請を明らかにできてよさそうである。以下、近世後半に限られるが、備荒貯蓄論の展開を追うこと

のできる仙台藩の場合について取り上げていくこととする。

一 宝暦期―芦東山と建部清庵

仙台藩での比較的早い時期の備荒貯蓄論といえ、芦東山（徳林）の『上言』（宝暦四年（一七五四）正月序）に示された「長蓄倉」の考えということになるか。⁴ 東山（生没一六九六―一七七六）は磐井郡東山洪民村の肝入の家に生まれ、藩儒として仙台藩に仕え、幽閉生活のなか『無刑録』を著したことで知られる。この『上言』も幽閉中のことであるが、「民家ノ情状」「下民ノ痛苦」に心を寄せ、近隣で「聞見」して「国家万世益富強ノ基ヒ」になるかと気づいたことを「執政」（奉行、家老にあたる）へ二二ヶ条にわたって提言したもので（三六六―三六七頁）、その一つが「長蓄倉」（四五七―四六二頁）であった。

東山が備蓄の重要性を認識したのは、執筆から三、四年以前というから寛延二・三年（一七四九・五〇）の寛延の飢饉を指している。南部・秋田では「飢歳」が続き、その地から仙台領へ逃げて来て、奥通りから「数万」もの「老幼男女」が昼夜絶え間なくやってきたのを目撃したからであった。そのおり、秋田では所々の路傍に大穴を掘らせておいて、餓死の老幼を投げ込み、その地に行つた仙台領の商人が実際にみて「寒心」したのだという。⁵ 「水旱疾疫」は予測できず、「天災」ではあるが、「人民」を「飢寒」に遭わせるその「罪」はどこに帰するのか、それは「蓄ヒナキ故」だからであった。

備荒貯蓄の方策について東山が考えるには、「三年一歳ノ聖策」⁶は急には行われがたい。まずは前漢の「常平倉ノ策」かとするが、今の「諸民困究」とは「時勢」が異なり、いにしえのようにはいかず「別策」を用いるのがよいとする。「民

間]にあって「承知」するに、「御上」(藩)にはさまざまの「御繰合外ノ御金」があるとのこと、その「御ウキ金」(余分の金)一〇万両を出し、郡に質屋を立てて、困窮百姓に一割の「利足」(近世には一般に利足と書くが、以下利息とする)で貸し渡す。その少分の利息は自ら作り出した粃で上納するので、「大ナル御仁政」で窮民の「クツロギ」になる。本金一〇万両とすると、一割(年利)として、一月一〇〇〇両(月一分)、一年で二万二〇〇〇両(実際は一割二分)の利息になり、御蔵の諸入用費を引いても一万兩ずつの見詰(見込み)となる。一両に粃四石換算として、一〇ヶ年で利息粃ばかりで四〇万石が出る。三〇年を経ると一二〇万石の御囲となる。もし、豊饒で民間に米穀有余・下直のときは本金のうちをもって粃を市中直段(値段)が直るまで買上げるならば、米直段が引き上がり民間は喜ぶ。凶年で米穀高直となり民間迷惑のときはその買粃を市中直段より下げて払う(常平倉の適用)。下直のとき買上げ、高直のとき払うので、これも利が少くない。利息による囲粃は万一のときの御備であって、凶年の高直で過分の利があるときでも飢餓に及ばないうちは出してならない。その年が「饑歳」で、翌年も「饑饉」が続くようなときは餓死を救うことができなくなるからである。

およそこのように利息粃による備蓄を試算しているが、本金一〇万両は農民の出資ではなく藩のほうで用意することと、利息が当時の最高税率よりかなり低く抑えられていることが特徴となっており、借用する農民の側からみれば当時としては「仁政」といえる。しかし、囲穀も時々取り崩しているなかで藩にそうした民政重視を打ち出す政策的余裕があるのか、実情はむしろ逆であったというべきである。とはいえ、窮民の「クツロギ」という観点から「長蓄倉」が構想されているのは農家(肝入)出身の東山らしさとなっている。

仙台藩という地域性を超えて影響力をもったのが、一関藩医であった建部清庵(生没一七二二—一七八二)の『民

間備荒録⁽⁸⁾である。清庵は、その宝暦五年（一七五五）一〇月の自序で、「農は天下の本なり、本固ければ国安し」として、我々のように小禄であつても、いつも「鋤芸の勞」がなく生涯を安らかに送れるのは「農夫の力」のおかげである、我々にとつて「天」のようなものではないか、ところが今年、「霖雨」が「稼」（作物）を破り、「米粟」（穀物）が登らず、農夫は「菜」（野菜）ばかり食べ、私はこれを見るに忍びなかった、と執筆の動機を述べ、「民間」が「荒」に備える「術」（方法）を書き記し、これを邑長（肝入）・保正（組頭）に与えて、農夫の「天恩」に報いたいというのであつた（三七頁）。

宝暦五年は大凶作年であつた。そのために奥羽（東北地方）は翌年にかけて飢饉となつた。清庵によると、一関藩では「儲蓄（もみ）倉」を開き、大夫（家老・司農（郡代）が救済にあたつたので「餓卒（飢え死に）の患」はなかつたが、他郷より「流民」（地逃百姓）の「鵠形鳥面」（首・足が細く、口とがり頬こけた姿）の老若男女が群がってきて、目もあてられない様相であつた。盛岡藩などからやつてきたのであろう。これを目撃して心を痛めたのであつたが、友人の郷内勝清を訪ねて「荒政の談」に及び、机上にあつた『荒政要覧』（明の愈汝為編）を見せてもらい、本書を編むことを決意したと述べている（三九〜四〇頁）。

上下巻の内容は「備荒樹芸之法」「備荒儲蓄之法」「食草木葉法」「米糶（ぬか）味噌之法」「食草木葉解毒法」などからなるが、ここでは「備荒儲蓄之法」だけを紹介しておこう。百姓五貫文高（高五〇石、一保）を基準に述べているが（五人組が念頭に置かれている）、その高に「四木」、すなわち棗二〇〇株・桑二〇〇株・柿二〇〇株・栗二〇〇株を三ヶ年で計八〇〇株を植える。二五〇貫文の村では四木総数四万株となる。一〇年後には利潤が生まれ、肝入・組頭が相談して、凶年の備の「賦食」（夫食、食糧）を買うため、四木より年貢を出させる。栗一株より一升、棗四

株より一升、柿一株より串柿一連（一連＝柿一〇〇）、桑一株より課錢五文を出させ、この棗・柿・栗を集めて売る（棗五升＝二〇錢、栗五升＝二〇錢、柿一連＝五錢）。一村の四木から出る錢惣数は一五〇貫文になり、このうち二〇貫文を残しておき、一三〇貫文で麦・粟・稗を買い置き、肝入の蔵に入れておく（一俵＝五斗入＝錢一貫文買いで、一三〇俵）。栽培後一年目～二年目の一〇年間貯えると二三〇〇俵になる。雑穀は久しくは貯えがたいので、年々村内の貧民に利息なしで貸し、その年収穫の新しいのを納めさせる（米の糶で償う者には半分用捨する）。もし奸曲な肝入・組頭にまかせてしまうと私して賦食を買いおかないこともあるので、春秋彼岸のころを「一村会日」（産神祭の日）とさだめ、「老農」を先として惣村の農夫一戸より一人ずつ出て肝入方へ会合する。残しておいた二〇貫文で酒肴を調べ一ヶ年の辛苦を忘れる。この日、貯えてある賦食と各々が納めた帳簿を照合して適正か否か改める、またその年の気候を考え、老農の「むかし物語」をよく聞いて農事を工夫了簡する（九七～一〇三頁）。

この具体策は、明代に飢年対策として桑・柿・棗を植えさせたという『荒政要覧』にヒントを得て考えついたことを明かしている。そのさい一関藩（もつとひろく近世村）の現実はどう合わせて構想するかがその良し悪しとなる。百姓が「年貢」を出すのであるが、所持田畑から生産した米・雑穀の一部を出す負担の仕方ではなく、四木を新たに栽培するという基盤づくりから始めるものであった。豊年には串柿を他国へ売り出して年貢上納の助けとし、養蚕は民間の利益がはなはだ多いものであるなどと述べているように、備荒と殖産とを分かちがたく結びつけていたのが特徴である。また、「凶年の備え」の主体は、買い入れた雑穀を肝入の蔵に入れて肝入・組頭が管理するとしても、そのチェックを村人全員が行うという、「惣村寄合」の「一村」（村共同体）であった。本書のタイトルに使われた「民間」という言葉は『荒政要覧』にみられるが、清庵はこの言葉に音読みのほか、「さいこう（在郷）」（七三頁、一一三頁、

一一六頁)という読みを与えて、村々といった意味あいを使っている。民間という言葉に生命力を新たに吹き込んだといえようか。「邑長」(肝入)・「保正」(組頭)にこの書を与えるところから(四〇頁)、彼らが主導していくことが期待されているが、領主が関与しない、村々の自律性によるまさに「民間備荒」であった。領主による御救機能の肩代わりという歴史の評価にもなりうるが、地域社会論からすると能動的な「民間」(共同体)が行政力を身につけていくということでもある。本書が救荒書刊行の先駆けとしてひろく読まれた理由はそのようなところにある。⁽⁹⁾

二 文政期—志村弘強—

仙台藩士佐伯善太夫(是保)が嘉永五年(一八五二)一二月、藩主伊達慶邦の命により、若年よりの記憶している士民の風俗、人心の移り変わりを認めた『佐伯是保風俗等書上』がある。⁽¹⁰⁾記述の流れでは、藩主となった斉邦が初入国した文政一一年(一八二八)の翌年にあたるが、領内村々へ「囲蔵」を建てて、粃・雑穀を始めとする「食料品」を百姓や誰であれ持ち寄って「凶荒之備」をするよう仰せ渡された。「宋世」(中国宋代)の「社倉」という類のもので、志村篤治が考えたことだともいわれていた(一一九頁)。この志村篤治(生没一七六九—一八四三)は名を弘強^{ひろゆき}といい、蒙庵などと号し、地方役人の子として登米郡石越で生まれ(志村家は父の養家、曾祖父の代までは磐井郡大原住)、仙台藩に儒者として仕えた。大槻玄沢とともに石巻若宮丸の津太夫らから聞き取りし、『環海異聞』をまとめた編者として知られているが、⁽¹¹⁾是保が記すように仙台藩における「社倉」の主唱者であった。

宋代の朱子(朱熹)の「社倉法」は山崎闇斎の紹介以来、多くの儒者らがその解説本を書き、『補訂版国書絵目録』(岩波書店)によれば朱子社倉または社倉を題した書物が数多く著わされていた。⁽¹²⁾全国でどれだけの関連書が書かれ

たものだろうか。それはともかく、その書目になかに『社會附考訓義』（志村弘強）、『社會法』（志村篤治）、『朱子社會法和解』（志村篤治）の三書があげられている。活字本はないようだが、これらの写本は宮城県図書館が所蔵、ウェブサイト（叡智の杜）で公開されており、それを利用した。

それらのうち、『社會法及荒政議策』（写本、伊達文庫）は、外題に「社會之法 志村篤治完」、内題に「社會之法及荒政等之儀大夫芝多佐渡問合二付指出候考書」と記され、「社會法」・「荒政議策之一」（西ノ八月）・「荒政之儀再考手繰申上候」（西ノ十月）からなる。この酉年は文政八年（一八二五）か天保八年（一八三七）かのどちらかであろうが、「大夫」（奉行）の芝多佐渡（常廬）より凶作・飢饉の救済策について意見を求められ提出した「考書」であった。芝多は、『仙臺人名大辞書』（仙台郷土研究会復刻版）によると「文政年中の奉行職」で、『仙台藩歴史事典』（仙台郷土研究会編）も文政四年ないし五年就任、一一年再任としている。しかも弘強が前述のように天保の飢饉以前に社會を提言していることから文政八年とみてよい。

「社會法」では、「社會ノ法」について「民間ノ備ニ米穀ヲタクハヘ利息付ニテ貸シ方致シ、後來利息ヲツミ元穀ヘ十倍スル時ニ至リ、利息ヲヤメ欠米斗リ納メサセ民ヲ賑シ富ス仕法」であつて、「古ヘ周ノ世聖人ノ法ニ本ツキ漢唐ノ政法ヲモ斟酌シタル也」と説明している。また「社會」の「名義」は「人々申合セテ事ヲ共ニスル」ことから「社」というのだとし、「社會」の「根源」は「官倉」と違つて「民ノ私儲」であるが、「民間」に任せておくと「仕法」が行き届かず、「永久ノ備」に成りかねる、そこで「官府」より「世話」して遣わすことにすれば民は悦び進み、行跡のよくない者なども「社」に入らないことを悔いて行跡を改め「社」に入ることを願う、このようになれば「社會」の「一事」でも「民風」の「教化」につながる、と主張していた。

ただ、これを司る「官吏」が諸事に行き届かず、取り扱いがよくなく「望」を失うようなことがあれば、「上ノ御世話」で貯えることはむずかしくなり、「自分家々」に貯えたほうがよいと思ひ、「社ノ組」から離れようとする。このようにならないことが甚だ大切だとも述べている。なお、「荒政之儀再考手繰申上候」では、「常平倉」は「目前之急」を救うものなので、まずもつて諸士・町家などから買米して城下に倉一棟を建てるべきとし、いっぽう「在々社倉」については、郡村により「余計穀高」があつて望みの所は当年から世話してもよいが、城下市中困穀は今年など米不足につき買入れがむずかしいとし、常平の仕法を優先していた。背景にどのような藩内の経済事情があつたかは、ここでは踏み込めない。

この弘強の考え方をみると、建部清庵との違いが明瞭である。清庵にあつてはあくまでも「民間」がみずから行うものであつて、そこに「官吏」の関与は想定されていなかった。しかし、弘強にあつて「民間ノ備ニ米穀ヲタクハヘ」といふのは、その米穀は百姓が出し合うのが想定されているだろうが（ここには具体案は提示されていない）、官吏の積極的な関与・介入によって進めていく社倉仕法であつて、上からの政策的推進という性格をもっている。そこには「民間」に任せておくだけでは実現しないという、民間への不信任が存在し、それは文化・文政期の比較的安定した時代にあつて、華美への「民風悪化」が問題視されていたからである。弘強が「社倉」を「民風」の「強化」とつなげて論じていたことがそのことをよく物語っている。そうはいつても、官吏の信望がなくては、民は誰もついてこないと、官吏の指導責任は大きいものだった。

『社倉法』（朱子社倉法和解、伊達文庫）にも、「要法」は「阿克マテ民ノ利ニナルヤウニトノ心得ニテ行フ」ことにあり、「民ノ利」が最大目的とされている。「社倉」ということの本は、「社」が「郷里ニアル処ノ土地ノ神ヲ祭ル社」を意味し、

そこで「里社」といえば「郷里郡村ノコト」を指し、その「郷里ニ倉ヲ建テ、民ニ米ヲ貸ノ法ユヘニ社倉」というのだと説明している。「社倉ニテ民ニ米ヲ貸スノ法」とはつぎのようなものであった。

年々五月は「陳穀」(前年の産米)が尽きて「新米」がいまだ出ない時期にあたり「糶」が高直となつて、百姓はややもすれば饑に及ぶ。そこで「上」より米を「支貸」、新穀の「仕拵」まで出して、その後一月中旬に新穀を納めさせる。利息は一石貸で一石二斗納めの二割とするが、少し凶作のときは一割の利息とし、大凶のときは利息を取らない。このようにして、一〇年以上も「支貸」していくと、「子其母ニ什スト云テ、利足カ元二十倍シテ惠広ク、国中ニ行フニ足ル」ことになるので、その後は二割の利息は取らず、一石に三升ずつの「欠米」を納めるだけの貸付にするという。

このように貸し付け方法については具体的だが、「上」から貸し付けるといふ元米はどのように用意されるのか、何も書かれていない。東山や清庵の場合はその原資が農民に負担がかからないかたちで構想されていた。弘強が手本とした宋の朱子の場合には、官府の常平倉の困穀が貸し付けの元米となっていた。弘強の「上」の貸し付けも官(藩)からということになるうか。しかし、「郷里」に建てる「倉」とは、佐伯是保が記していた藩からの仰せ渡されからすると、社倉米を村の百姓たちが出すことが想定されているのかと思われる。弘強が、「社倉ハ素ヨリ善法ナレ共、役人等其人ヲ不得ツハ宜ク行ハレ兼ルノ趣」(「社倉法及荒政議策」)と述べているのは、文化・文政期という経済が活況で飢饉への警戒が緩んだ時期に、百姓に困糶を出させていくことの説得の難しさを語っているのである。⁽¹⁴⁾

三 天保の飢饉以後—荒井宣昭など—

地方行政官としての立場からの備荒貯蓄論としては、赤子教導役や代官を勤めた荒井宣昭（東吾）の天保五年（二八三四）八月「上書」がある。⁽¹⁵⁾ 提言の趣旨は「跡々御国家之御相統」（国家とは仙台藩を指す）のために「義倉之御仁恵を以御基本」を立てることにあつた（四五頁）。「義倉」とは隋の長孫平に始まるとして、「在々に義倉を建、粟麦を聚めて倉に蔵め、凶年飢饉の時に是を出して濟わしむ、是を義倉と名号、民間にて互ひに相恤あはれんで急難すくを濟すふ」ことを指している（七一頁）。その「義倉」の「大図」は、一ヶ年に、知行取の士は知行出物成の一〇分一、百姓は持高より出る一〇分一または分限次第、上（御蔵入）は物成出高の一〇分一、扶持方切米玄米取の士凡は進退の一〇分一、城下町々門前端々の者は分限次第に、それぞれ出して一〇年間備える、その後は二〇分一を際限なく備えるというものであつた。五年間で米二一万一〇〇〇石・金二万二七七一兩一步（分）となり、貸し付け利金や、それを運用しての醤油、落雁種糯品々、清酒、五十集海草の類、蛎灰、荒鋏、味噌の製造・販売（物品によつては江戸のほせ）の利潤を合わせて一ヶ年二万四四五〇兩ほどにもなり、四ヶ年後には金九万七八〇〇兩の蓄積、七万兩を義倉へ返済しても二万七八〇〇兩の残金が出るという見込みであつた（四五〜四八頁）。

この義倉の効果として、①飢歳（兵糧）の患いが無い、②外寇を防ぐ備えとなる、③思いもよらない不仕合（不幸）が続き困窮のさいの無利息年賦の拝借（または御恵）は子孫長久の基となる、④常年困窮し父母妻子を養育しかねる者には願により、「年々式割之輕キ利息」で拝借させ、三ヶ年賦・五ヶ年賦で納めさせるならば（月に一〇〇兩一步の利（一年では三兩の利息）で貸し、年賦返済とすれば）、困窮者のくつろぎとなる、⑤低利にすれば、金貸しなど

も利息金が入らなくなるので面々産業に励み、奢りも止むようになる、⑥奢り、飢渴がなくなれば金銭が「方廻り」しなくなるので、論語にいう、均しければ貧き事なし、に叶い「国家の福」となる、など一〇項目をあげる（四八～四九頁、七六～七七頁、一）は後者で補う。この義倉を執行して、すでにある「御困糶等」、又ハ社倉糶・御郡備金穀・当時御蔵有金穀之分」は当分これまで通りとし、また義倉の年数が経って穀納が多くなつたなら、九ヶ年分の「飯料」を糶で備えておいて、余米は江戸にのぼせて払い金で貯えたとしている（五一頁）。

この「義倉」論の特徴は、飢饉・外寇への備えを含めた、いわば総合的な生活保障・安全保障の政策として構想されているだけでなく、「国家」（藩）の構成員が、百姓、知行主、藩などにかかわらず平等に負担しあうという、儒学的な「均」（平等・公平）の理念に立脚していることである。儒学の読み方、生かし方の評価すべきひとつの展開方向といえる。荒井宣昭は代官として天保の飢饉を体験することになるが、「均」の理念に立った改革・復興構想については、すでに佐藤大介論文⁽¹⁶⁾が詳細に考察しているので参照していただきたい。佐藤論文に拠りながら天保の飢饉後の「備田畑」構想について少し紹介しておこう。

仙台藩では、天保四年「大違作」、同七年「大凶歳」によつて「御郡備金石」を喰い尽しあるいは使い果たし、「無類之備薄」となつていた。これを打開する宣昭の意見は、当時代官を勤めていた柴田・刈田両郡が念頭におかれているが、飢饉で生じた田畑の「荒所」を「起返」（再開発）させて、一〇年間は「荒谷^{こや}（荒野）」として、収穫物（米・大麦・大豆、ただし大豆は換金）はすべて蓄える、一一年目以降は年貢・諸上納後の作徳を際限なく備えさせる、というものであった。この備蓄米を高直のさいに売り、下直のさいに購入するならば（常平倉の考えにあたる）、相場を狂わす「奸民利俗」を防ぎ、運用益も出る。そして困難百姓には無利息で貸し付け、逼迫者には下され切りとする。

こうすれば、「貧民より利をとらず、天地之利を計」ることができると主張していた。一村で田一町歩・畑五反歩が想定され、耕作のための馬・人足は人頭（戸主、表百姓）が負担することになるが、荒廢田畑を備荒貯蓄に活用するという考えであった（『民間盛衰記』¹⁷）。宣昭はその後西岩井・下伊沢の代官に転任し、このような「備田畑」が実現されたわけではなかったが、中国古典（儒学）の理念をこの世に生かそうとした官吏の一人であった。

天保の飢饉後、農民の側からも社会論が登場してくる。嘉永三年（一八五〇）、「陸奥の栗原郡なる農夫」（一六〇三頁）の酒彦が著した『社会解話』¹⁸である。飢饉は「天地時運の変候」で、いずれの年にくるのか知ることができず、悲しむべきことという。「遠境辺鄙」の「米穀不生」の地では、ふだんから粗食で、粟稗の雑穀類まで「貯備」に厚いので飢饉年でも飢えた様子にならない。それに対して、この地（栗原郡の水田地帯）の人は、「田圃」の中に居宅を構え（イグネの屋敷が想像される）、米穀をもっぱら作り出す「家業」である。そのため「山海」の薪炭魚塩の類と「交易」し、「遠国都邑」の布帛を「日用」に買い求めようと米穀を売るのはもちろんのことである。しかし、こうした「日用」のなかにも「念欲」が甚しく、艱難のなか作ってきた家内の苦労さえも忘却し、「尊とき米穀を賤め売、三月長者の名を得」ようとしてしまう。飢饉の備のないのは、「田畑耕事」を業としていながら「遠境辺鄙の人」に対して恥かしいことだとする（五九五～五九六頁）。

そこで「飢饉の備」には「社会の備」ほどよいものはないと述べる。この「社会」というのは、「金銀米銭糶雑穀の類を備る法」であつて、和漢で昔からさまざま論じられ種々の方法があるが、「飢饉の備」を「急務の第一」とする。この地の人は米穀をふだん作っている「家業」なので、この地ほど実行しやすい所はない。田畑を耕す人は「先稲」の「こき初」より、一日に糶一升をないものと心得て、三〇日の「欲念」をこらえて三斗として、これを翌年の五穀

成就を祈る社の神へ捧げ奉る「供米」と定めて倉（社倉）へ入れておくべきである。どんなに貧しい人でも、一日に粃一升のわずかの欲念をこらえるならば幾年も備えられるものである。農民の中には社倉へ入れるより、自宅に備えておいたほうが「火難盗難の用心」も安心であるとして、密々に米銭の備をする人がたくさんいるが、「念欲」から利息を得ようと貸付にしたり、身の奢のために使ったりして備えは成就しがたいものである。したがって子々孫々のため、わずかの念欲をこらえて、貧福みな社倉へ備えるようにしたほうがよい、というのであった（五九六〜五九七頁）。

著者はそうした考えから、近頃、この「社倉の備」を企てたさい、「迂遠なる鄙劣の沙汰」という人が多かつたが、そうした人は除き、志を同じくする人で「社中」をつくり、備え立てはじめた。年月が過ぎて貯蓄も増えて役に立つようになり、凶歳の遠近もわからないなか、はじめ笑っていた人も社中に入るようになり、社中も多人数になったとことである（六〇三頁）。

酒彦の社倉取り組みは、農民の側のほうから、領主権力の関与なく、主体的に備米を出して「社中」を作って始めた点が従来とは異なる備荒貯蓄の新展開ということになる。天保の飢饉を契機として、個人備えではなく共同備えへと、農民・村が積極的に動き出したことになり、これが後述のように天保の飢饉以後、幕末にかけてさまざま名目による備荒貯蓄がなされていく気運を示している。社倉などの元米（原資）をどう用意できるか、農民に強制的に負担をかけるかたちならば役人への信用という問題もあり、増徴政策として反発があり、また「仁政」という観点からは農民に負担を強いない方法が考案されてきたのであるが、自発的に農民の側から取り組むということになれば、そうした困難も克服されることになろう。これは結局のところ、村の「自治」の力に藩の側が乗らざるをえない、領主権力の弱体化でもあったのである。

農民・村側からの共同的な社倉の紐帯として強調されてくるのは、土地の神（産土神）であった。江刺郡東方大肝入菊地（菊池）雄三郎から村々に順達された、嘉永二年（一八四九）四月「被仰出」の「社倉備穀の事」¹⁹がその点をよく示している。文の最後が「あなかしこ」とあって、和文体で書かれている。その内容を以下に少し読みやすく簡約しておく。

「社稷」の「社」は「土神」（土地の神）で「稷」は「穀神」である。「土」は「五土」といって「五つの品」があり、「穀」にも「五穀」といって「五つの品」がある。「人」は天地の間に生れるといっても、「土」についているものなので「土」より生れる物をもって命をつないでいる。「土」より生れる物は限らないが、「五穀」は人を養う尊いものなので、「人」はこれを耕作する。杉柵などは家を作り、萱は屋根を葺き、雑木は薪となる。およそ「土」より生れる物で「人」を養わないものはない。「穀」は「土」より生ずるので、「土」が本である。我朝では「土神」を稻荷明神と称し重んじている。我々はこれを「一村」の「産神」として、春秋に春の社日、秋の社日として祭る。春は苗の育ちがよいようにと祈るので「初苗」といい、秋は五穀の実のりを感謝して「初穂」と名づけて新米を奉納する。

その、「初苗初穂」を納める心で社内に倉を建て置き、「分限様式（株式か）」により粃穀を持ち寄って奉納する。この備えは「凶歳凌」だけでなく、村中の貧民が嫁取を取るさいに拝借して婚礼をいとなみ、「火難生死」などの「不時吉凶」のさいにも同様に拝借し、それを年賦で返済する。備えは年の豊凶にもよるが、備えを増していくと「大石」（大穀）となる。「大石」となったらそのうち「五ヶ壺」とか「三ヶ壺」を利息付きで貸し付け、その利息で鼠喰・欠石を補う。この備えが足るときは村中に危ないことはない。「土神」の御蔭をもって「家内相続」する者に「報恩の心」がなければ罪を蒙り辛いなきものなので、この道理に合点して備えをしなくてはならない。

社倉を社稷、土神（産神）と結びつけ、その神への報恩的な気持ちに訴えかけて備荒貯蓄を拒みがたくし、自発的に応ずるよう仕向ける教諭の論法となっている。⁽²⁰⁾こうなると、「国家」（藩）が「仁政」として行うべき「御救」の責務がはるか遠いものとなり、産神を紐帯とする共同体にもつばら救済機能を押し込めていきかねないイデオロギー効果をもつことになろう。社倉論の展開が一方で隘路に陥りかねない危うさも持っているのである。

ところで、この江刺郡の「社倉備穀の事」に論旨がよく似た「社倉備可仕事（年不詳）」と題した史料が『磐井郡猪岡村小猪岡槻山家文書』⁽²¹⁾のなかにある。まだ紹介されたことがないので、ここに全文を翻刻しておく。

唐に社の神と云事有り、社の神とハ土の神を云也、土の神とハ五土の神也、五土とハ土の位をいふにて上々田・上田・中田・下田・下々田の事也、それ民ハ此五段の土を耕し、五穀ミのりてあふやけの貢物を捧げ、さあれハ実に此社の神ほととふとむべきあらんやハ 日の本の神にしてハ稻荷明神是也、しかハあれと稻荷にも限るべからず、すべて鎮守産神ハ則社の神也、産神ハ生れ出ルより其身の生涯を守り給ふ神なれハ、いかてあがめとふとまざるめや、されハ曆に春の社日、秋の社日とて一年に二日有り、唐にハ此社日に産神の祭もする也、此日ハ天子より御免の日なれハ、男も女も社の神へ参詣して社内の茶屋杯にて酒宴を催し、いと賑々しく遊ふ事、是ぞ百姓の樂と云べき也、然ルに秋の社日ハ五穀成就の礼参りなれハ、初穂とて新米を神へも手向、面々もめしにたき初る也、それになぞらへて社倉とて産神の社の内へ倉をたて置、年の豊凶によりて面々より持寄に糶を備へ置て、凶年などの凌とハする也、其備やうハ員数にハか、わらぬ事にて、おのれくの身の分限に応し備ふべき也、たとへハ仏神への寄進などを株式分限によりほとく有べきことく、身分相応に出すべき事なり、かく備へ置年積りて大石の備へになれハ、凶歳を待のみにあらず、たれくによらず、何か不幸の事ありて身煩もし、生死に

つけてはからざる難儀も有ものなれハ、左様の時にハ此備へより糶をかり、其難儀しのかせ、また年々に五升の七升のと云やうに返させ、つくのわせ置べき也、扱分限なるものハ、云草に、我等ハ自分に備へ置て凶歳の時にハ夫くゝに施し、人にもよるこばれ忝なしといわれん事を思へハ、此備へにハ入まじなど云も有り、愚なること、云へし、左様に人に施しするも何のためぞや、陰徳をなして子孫長く栄んためなるべし、然ルに我施しせしなと人にもほこり、我顔ミせんに私のひか心にて何の陰徳にも功德にもならず、かゝる人の子孫ハ必栄へぬものぞかし、いかにとなれハ長者屋敷とてそこ、に荒たる跡も有也、是ハ昔栄へし人の陰徳なくて冥理つきたるゆへ子孫たへたる者也、かくあれハ今富る者ハ子孫の栄へを思はゞ、人しらぬ所に施し、此社倉の備へなどに能備へ置て、誰に施すとハなくに陰徳になれバ子孫も長く繁昌し、末程目出度栄ゆべきなれハ、此きわをよくく心得て社倉の備へおハ可仕ぞかし

「社倉備穀の事」(以下A)、「社倉備可仕事」(以下B)を比較してみると、両者とも社土は土神のこと、五土から五穀が生ずる、稲荷明神は我朝(A)または日本(B)の産神、春の社日・秋の社日あり、秋には初穂を奉納する、その心(A)、またはそれになぞらえて(B)、社内に倉を建て分限・株式により糶を持ち寄る、凶歳だけでなく不時吉凶(A)、または難儀(B)のさい貸し付ける、などとあるように骨格をなす用語が共通し、産神への初穂感覚から社倉を促す論旨が同じである。ただし、違いもある。Bが社を「唐」のこととして述べ、Aではそれが明示的でない、Aでは五土を五品とするのに対してBでは五段(上々田以下)とする、Aでは産神を稲荷明神とするのに対して、Bでは稲荷に限るものではないとする、Bが陰徳、長者屋敷の没落を語るのに対してAにはそれがなく、土神への報恩の心が語られる、Aでは「大石」のうち五分一などの貸付の利息は鼠喰欠石を補うためとあるが、Bにはそれがな

い、といった点である。AとBは密接な関係にあることが推察されるが、Bが産神は稲荷に限られるものではないとし、あるいは陰徳の教戒的な側面を前に出してきていることからすると、AからBへという前後関係になるだろうか。

おわりに

一八世紀半ばから幕末にかけての仙台藩で語られた備荒貯蓄論を紹介してきた。芦東山の「長蓄倉」は、藩の「ウキ金」を低利で貸し出して、その利息粃を積み増していくという点においては「朱子社倉法」に近いやり方で、それに常平倉を組み合わせたものであった。建部清庵の場合は、商品価値のある「四木」を栽培してそれを売った代金で穀物を囲い、それを共同管理していくというもので、共同管理に着目すればやがて社倉と呼ばれていくものに相当しよう。しかし、東山も清庵も社倉という言葉を使用していない。

仙台藩において社倉の名称が藩の政策として意識化されたのはおそらく文政期のことである。主唱者と受けとめられている志村弘強（篤治）の役割が大きいかと思われる。弘強の社倉の捉え方は「官倉」ではなく、「民ノ私儲」という点にあり、それを皆で管理するというのは、本庄栄次郎の社倉定義と合致している。

天保飢饉後の農政官僚荒井東吾の場合、百姓、知行主、藩などがそれぞれ拠出しあうといっても、社倉という言葉を使わず、義倉を徹底して用いている。本庄の定義でいえば、富裕者の義捐というよりは「均」という概念を重視し、平等に負担しあうというのであるから義倉よりは社倉に近いように思われる。本庄自身も認めるように、社倉と義倉は重なり合い、峻別するのがそれほど簡単ではないことである。

志村弘強以後、社倉は農夫酒彦のように、天保の飢饉が契機となっていたが、村・農民の側からの主体的な「社中」

による備荒貯蓄論として民間に深く浸透することとなった。そこには自治的な行財政能力といってもいい村の成長が背景にあったからにはかならない。その一方で、社倉の社を村人の精神的紐帯の拠り所となった産神(産土神)と結びつけて、共同体成員の責務とされていくのが、最後に述べた「社倉備穀の事」「社倉備可仕事」である。「社倉備穀の事」が大肝入を通して村々に達せられたものであったので、農民の側から語られたというより、藩の側からの農民教諭の備穀の勧めである。そこでは仁政による公的救済・施策が後退し、村の自力救済、自己責任論への陥穽が潜んでいるとみなければならぬ。社倉をどう歴史的に位置づけるか、語られる文脈によって相当に違ってくることに注意を払わないと、その方向を見失うことになりかねないのである。

それはともかくとして、仙台藩では天保の飢饉以降、赤子養育料村備糶、郡備金賑民講、村備金・糶、凶歳凌ぎ月々一升備糶など、村々を巻き込んで、その自主性を促しながら、郡(代官区)・村単位のままさまざまな名目の備荒貯蓄が本格化していった。⁽²⁾それが慶応二年(一八六六)の凶作などで効果を発揮し、明治維新を迎えることになるのである。

注

- (1) 『本庄栄治郎著作集』第六冊(清文堂出版、一九七二年)三八七頁。また『日本天災史』(同著作集第一〇冊、一九七三年、初出一九二四年、原題は「史的研究 天災と対策」)五九―六一頁などでも、同様に述べている。
- (2) 『続山崎闇斎全集』中巻(日本古典学会、一九三七年)。また、『日本経済大典』第三巻(啓明社、一九二八年)所収の浅見綱斎『社倉法師説』の「附録」として「朱子社倉法並附考」がある。綱斎は闇斎の門人。右『師説』は綱斎の講義を若林強斎が筆記したものである。「朱子社倉法」が版行されたのは、『補訂版国書総目録』(岩波書店)によると文化三年(一八〇六)のことであった。

- (3) 会津藩の「杜倉の法」は、承応三年（一六五五）一月二日、百姓が「逼迫」して、「高利之米脇々より借」りるようなときにはいつでも「御蔵米」を貸すことができるよう仰せ出されたことに始まる（『会津藩家世実紀』第一卷五〇〇頁、吉川弘文館、一九七五年）。翌年（明暦元年）春に具体的な方法を定め、その年より貸し付けられた（詳しくは同前書五二三～五二四頁、五六三頁参照）。
- (4) 前掲『日本経済大典』第一一巻（一九二八年）。以下、該当頁は本文に適宜示した。なお、「上言」は『玩易齋遺稿』上巻（信山社、一九九八年）にも収められている。
- (5) 寛延の飢饉は、八戸藩では「猪飢饉」と呼ばれた飢饉として知られるが、秋田藩もかなりの飢饉状態となっていた。詳らかにされてはいないが、その一端は、拙著『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、二〇〇三年）序章一六～一七頁で述べたことがある。
- (6) 『礼記王制』にいう三年に二年分の蓄えをなす備蓄。その近世社会での受けとめは、拙著『飢饉から読む近世社会』第一章「三年の蓄えなきは国にあらず―幕藩制社会の危機管理論」で論じている。
- (7) 仙台藩における利息は、吉田正志『仙台藩金銀出入処理法の研究』（慈学社出版、二〇一一年）によれば、宝暦九年（一七五九）に法定最高利率を月一五兩（六〇切）につき一步（ \parallel 一分 \parallel 一切）の利息、一年では一二歩（二割）の利息に引き下げたといひ、それ以前は月一〇兩（四〇切）につき一步（年三割）であった（一三三頁）。その後も、文政八年（一八二五）には月二〇兩につき一步（年一割五分）に引き下げられたことなどが明らかにされている（一九三頁）。東山が執筆した宝暦五年当時、最高年三割の利息であったことになる。
- (8) 『民間備荒録』は、『仙台叢書』第一〇巻（仙台叢書刊行会、一九二六年）、前掲『日本経済大典』第一一巻（一九二八年）、『一関市史』第七巻資料編Ⅱ（一関市、一九七七年）、『日本農書全集』一八（農山漁村文化協会、一九八三年）に翻刻されているが、ここでは、原文の振り仮名がすべてつけられている『日本農書全集』（明和八年春刊）のものを用いた。
- (9) 『民間備荒録』は版を重ねて刊行されたことがそれをよく示し、文政期の一八二〇年代以降、ひろく流布したことが指摘さ

れている（『日本農書全集』一八、安孫子麟・守屋嘉美「民間備荒録解題」）。

- (10) 大日本古文書『伊達家文書之九』（東京大学出版会、一九六九年復刻）一一〇～一四三頁。天明の飢饉後の動きとして、寛政×文化期に赤子養育制度とからんだ備糧が展開していくが、ここではその指摘にとどめておく。

- (11) 山下恒夫再編『石井研堂コレクシヨン 江戸漂流記総集』第六卷（日本評論社、一九九三年）。志村志強の経歴については、この山下恒夫「解題」による（六二二～六二五頁）。志強の没年は天保一四年（一八四三）で、弘化二年（一八四五）とするのは間違いと指摘する。

- (12) 『補訂版国書総目録』（岩波書店）に載る朱子社倉または社倉を冠した書目だけでも、朱子社倉法（山崎闇斎編、文化三年版）、社倉勸諭（足代弘訓、天保一〇年版）、社倉私議（中井竹山）、社倉大意（社倉法大意、三輪執斎）、社倉法師説（浅見綱斎講・若林強斎録）など五〇書近くがあげられている。

- (13) 難波信雄「仙台藩民風改革とその背景」（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、一九九二年）。この論文では社倉論は取り上げられていないが、志村の論の特徴は民風改革論と関わって提起されている点にあり、社会状況と合せての理解が今後の課題となる。

- (14) 朱子の社倉法はその元米を官府から借り出したものであり、日本近世の社倉論においても当初はそのように考えられ、藩・幕府の領主米が元米に充てられるべきものであったが、次第に個々の百姓に拠出させて備える方向に読み替えられていく。それでは新たな負担であるとして農民の反発が予想され、官民ともに出しあうと構想するものもあった。備金穀を誰が出すか、誰に出させるか、その了解は大きな問題であった。ただし、大飢饉後ともなれば農民・村側にも抵抗感が弱まりこれに応じていかななくてはならない心理状態となるだろう。

- (15) 石垣宏他編『翻刻荒井宣昭選集』（今野印刷、二〇〇二年）四五～五一頁、七一～七八頁。

- (16) 佐藤大介「天保飢饉からの復興と藩官僚―仙台藩土荒井東吾「民間盛衰記」の分析から―」（『東北アジア研究』第一四号、東北大学東北アジア研究センター、二〇一〇年）。

- (17) 阿刀田礼造『郷土の飢饉もの』（仙台郷土研究会出版部、一九四三年）一〇九一～一一一〇頁。
- (18) 『日本経済大典』第四四卷（啓明社、一九三〇年）。
- (19) 『江刺市史』第五卷資料篇近世Ⅲ（江刺市、一九七六年）一七七～一七八頁。
- (20) 「社」はもともと中国で「産土神」（うぶすながみ）のことであった（白川静『字通』平凡社）。近世日本でも、たとえば、宇佐美瀧水『社倉考』（安永元年、『日本経済大典』第一七卷、一九二九年）は「社は里中寄合て土地の神を祭ること」で、「村々一村ごと」に組して米穀儲蓄の倉を立るを社倉といふ（四〇〇～四〇一頁）ととらえており、社の神（土の神、産神）を共同体的な紐帯として強調する社倉論が生まれやすい近世の村であった。
- (21) 一関市博物館寄託文書、整理番号F一五四文書。
- (22) 拙稿「仙台藩における備荒貯蓄の展開―西岩井小猪岡の場合―」（『一関市博物館研究報告』第二三号、二〇二〇年）は、地域における備荒貯蓄の具体的展開例として検討したものである。また、『岩沼市史』第2巻通史編Ⅱ近世（岩沼市、二〇二一年）にも、岩沼地域における備荒貯蓄について述べた。旧稿になるが、「近世中期における救荒システムの転換―仙台藩の宝暦飢饉を事例に―」（前掲『飢饉から読む近世社会』所収）も深く関連する論考である。